



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4127号 2018.1.8 発行

のびのび自由なアート 障害のある子の作品展、岡山で

朝日新聞 2018年1月8日



創作活動の様子—ももぞの学園提供
障害のある子どもたちが作った個性的な作品を集めた展覧会が8日から開かれる。



岡山市北区の社会福祉法人「ももぞの学園」に入居、もしくは通っている子どもたちが自由に



描いた絵や作った工作約130点で、岡山市北区柳町2丁目の「さん太ギャラリー」に展示される。

同園では2013年から大人の入居者の作品展を開催してきた。それまでは描きためた絵などを保管していただけだったが、12年に芸術家の蔵知（くらち）武さんらの助言を受けて展覧会を開くことになった。

展覧会の題名は「子どもの世界アート展 —ももぞの子どもたちより愛をこめて—」。大人の作品ではなく、子どものものを集めた。様々な事情で学園に入居、通所している18歳以下の子どもたちが、週に1度の創作の時間にのびのびと作ったものだ。

手形がぺたぺたとたくさん押された作品は、1人の子どもが手に絵の具をつけて紙に押しつけ始め、周りの子どももまねをして手形をつけるうちに一つの大きな作品になった。好きな漫画のキャラクターを描いたり、小麦粉の入った絵の具を小さな手でぐるぐる回して描いたりした作品もある。

同園の担当者は、「自由な発想で生まれた作品ができた。施設でいきいきと創作している様子を、作品を通して感じていただきたい」と話す。

展覧会は14日までで入場無料。13日午後2時から、制作裏話を担当者が語るギャラリートークがある。問い合わせは同園（086・299・0621）へ。（小川奈々）

中3男子生徒が校内で自殺未遂 同級生のいじめ原因 第三者委設置も、市教委側が家族に「こんないじめくらいで転校認められない」発言？ 産経新聞 2018年1月8日

大阪府枚方市の市立中学校に通う3年生の男子生徒（15）が昨年4月、校内で飛び降り自殺を図り、市教育委員会が同級生によるいじめが原因として、いじめ防止対策推進法に基づき調査にあたる第三者委員会を設置していたことが7日、関係者への取材で分かった。男子生徒は「飛び降りろ」と迫られるなど、いじめ行為を繰り返されていたとみられ、自殺未遂後に不登校となった。学校側は自殺未遂当日、家族に対し「こんないじめくらいで転校は認められない」と発言していたという。第三者委は学校側の対応に問題がなかったかも調べている。

首絞められ、「飛び降りろ」 PTSD発症、不登校に

市教委や家族によると、男子生徒は昨年4月、学校の2階廊下の窓から自殺を図った。窓越しに飛び降りようとし、体半分が出たが、周りの友人が助けて事なきを得た。その後、不登校になり、心的外傷後ストレス障害（PTSD）や解離性障害と診断された。

自殺未遂の直前、同級生の男子生徒3人が、男子生徒の首を絞めたり、体を押さえつけ「飛び降りろ」などと迫っていたという。以前から同様のいじめがあった可能性もあり、市教委は、事案発生から2カ月後の6月に、いじめ防止対策推進法が規定する「重大事態」にあたりと判断。弁護士ら第三者でつくる審議会を設置した。

第三者委設置は「重大事態」との家族の指摘後？

ただ、男子生徒の家族によると、審議会設置は、家族側が市教委に「今回の事案は重大事態にあたり」と指摘した後に行われており、また学校側は自殺未遂当日、事態の説明をした際に「こんないじめくらいで転校は認められない」などと発言していたという。

これに関し、市教委は「当初から重大事態になり得ると判断していた。学校の事後対応に問題はなかった」と説明。ただ、いじめ問題解決に取り組むNPO法人「ジェントルハートプロジェクト」（川崎市）の小森美登里理事は「いじめが明らかにもかかわらず対応が遅い」と指摘する。家族側は「（審議会の）設置も遅いし、（学校側と）言い分が食い違う点が多い」と再調査を求めた上で、「事実を適切に判断してほしい」としている。

審議会は、被害、加害生徒の両方から聞き取りを行い、学校側の調査と事実が違う点を精査し、年度内に報告書をまとめる方針。

いじめ認知件数は過去最高 重大事態は前年度比86件増

いじめを受けた被害生徒が自殺や自殺未遂に至るまでの背景や事実関係が食い違い、家族側が学校や教委に再調査を求めるケースが後を絶たない。配慮が足りずに家族が不信感を募らせたり、学校主体で調べた事実を前提に進める第三者委員会の結論に不満を持ったりするためだ。

文部科学省が昨年10月に公表した平成28年度の問題行動・不登校調査結果によると、全国の小中高校などでのいじめ認知件数は32万3808件と過去最高を記録。児童生徒の生命や身体などに大きな被害が生じたり、長期欠席を余儀なくされたりするなど、いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」は前年度比86件増の400件。自殺者は244人で、うち10人がいじめにあっていた。

第三者委は行政主導か 家族不満募らせ、再調査要求相次ぐ

平成28年8月、青森市の中学2年の女子生徒＝当時（13）＝が列車に飛び込み亡くなった事案では、第三者でつくる市いじめ防止対策審議会は自殺要因を「思春期鬱」としたが、遺族は「根拠がない」などとやり直しを求めた。委員らは後に「任期満了」で退任。その後選ばれた新委員らが今年度末までに結論を出すべく再調査している。

27年11月に茨城県取手市立中3年の女子生徒＝同（15）＝が自殺した事案では、「い

じめられたくない」と日記を書き残していた。市教委は翌年3月、「重大事態に該当しない」と議決したが、遺族の反発で29年6月に議決を撤回。後に県が新たな第三者委を設置し、再調査を行うことになった。

「学校側、いじめの兆候に鈍感に」

なぜ、こうした事態が相次ぐのか。いじめ問題解決に取り組むNPO法人「ジェントルハートプロジェクト」(川崎市)の小森美登里理事は「学校側にいじめ問題に対する慣れが生じ、少しの兆候にも鈍感になっているのでは」と指摘する。

いじめ防止対策推進法は、学校側に、迅速で公平な調査で客観的事実を明らかにすることを義務づける。文部科学省のガイドラインでは、いじめ自殺が疑われる重大事態は、「30日間不登校」が一つの目安とするが、「疑い」があれば速やかに対応しなければならないとも定めている。

小森理事は「学校の調査が十分なら第三者委も必要がない。初動調査を理解を得ながら進めなければ、家族に何か隠そうとしているのではと疑われるのも仕方ない」と話した。

障害者サッカーのクラブ支援 明石の就労支援施設

神戸新聞 2018年1月8日



脳性まひサッカークラブ「CP神戸」の支援拠点。男性(左)ら選手の活動を後押しする＝明石市大蔵天神町

発達障害のある人たちが通う就労継続支援B型施設「キックオフ」(兵庫県明石市大蔵天神町)が、神戸市を拠点とする脳性まひサッカーの強豪クラブ「CP神戸」の運営を支援している。就業訓練の一環として、広報や事務作業を代行するほか、施設の売り上げの一部を寄付する。代表理事の山下淳さん(58)は「障害者同士で助け合う仕組み。施設利用者の社会参画にもつながる」と話している。(有島弘記)

キックオフは昨年8月、明石市の一般社団法人「伸楽福祉社会ジョブエル」が開設。同法人の村上はるかさん(36)がCP神戸のスタッフも務める縁から連携することになった。

20～50代の男女3人が事務代行を通じてパソコン入力などを学ぶほか、インターネットを活用した事業で、年間約100万円のCP神戸の活動費を援助。施設利用者がチラシを配って提供を受けた古着などをネット上に出品し、荷造りや発送までの一連の業務を経験する。CP神戸には、利用者の工賃を差し引いた金額を年度末に届けるという。

昨年10月の全日本選手権で2位に入ったCP神戸にとって、キックオフが初めてのスポンサーとなる。脳梗塞で右半身まひとなったチーム最年長の男性(54)は「今までは負けても笑って済ませられたが、責任が出てくる」と話す。

キックオフは未使用の生活用品などの提供を呼び掛けている。伸楽福祉社会ジョブエルTEL078・777・2335

認知症高齢者の事故で家族に賠償 備える保険の開発進む

NHK ニュース 2018年1月8日

認知症の高齢者が事故を起こし、家族が賠償を求められるケースが相次ぐなか、損害保険会社の間ではこうした事故に備える保険の開発が進んでいます。

このうち三井住友海上は、火災保険の特約として、認知症の高齢者が線路に立ち入って電車を止めたり、自転車歩行者にけがをさせたりして、家族が賠償を求められた場合に保険金を支払う商品を開発しました。事故にいたらず安全確認のために電車が止まった場合など、これまで保険が支払われなかったケースも対象になるということです。

一方、東京海上日動は、今月から自動車保険の内容を改定し、認知症の人が事故を起こして家族が賠償責任を負った場合に、家族も補償の対象に含めることにしました。

認知症の高齢者が事故を起こし、家族が賠償を求められるケースが相次ぐなか、最高裁判所は、認知症の男性が電車にはねられ死亡した事故で家族がJRから賠償を求められた裁判で、おとし「家族に監督義務があるかどうかは総合的に考慮すべきだ」という初めての判断を示しました。

こうした裁判をきっかけに、認知症の高齢者を抱える家族の間で賠償責任への関心が高まっているということで、損害保険会社が、認知症に対応した保険を開発する動きは今後広がりそうです。

中学生ごろ閉じ込めか 監視カメラ映像、複数の部屋確認 朝日新聞 2018年1月8日
亡くなった柿元愛里さんの自宅前には花束や菓子供えられ、手を合わせる人の姿もあった＝6日午前、大阪府寝屋川市、大部俊哉撮影



大阪府寝屋川市の住宅内の隔離されたプレハブの部屋で柿元愛里さん（33）が衰弱死した事件で、愛里さんが閉じ込められていたとみられる小部屋がほかにも複数あることが、捜査関係者への取材でわかった。府警は監視カメラの映像などから、少なくとも2カ所を確認。これまでプレハブの部屋に入れられたとされていた2002年より前から隔離状態が始まったとみ

られ、学齢期から閉じ込められていた可能性もある。

府警によると、父親で会社員の泰孝容疑者（55）と母親の由加里容疑者（53）は02年ごろ、自宅で子ども部屋として使用していたプレハブ部屋に内側から解錠できない二重扉や簡易トイレ、監視カメラを取り付けるなどして改修。17～18歳だった長女愛里さんを閉じ込め、昨年12月に衰弱死させたとして監禁と保護責任者遺棄致死の疑いで今月2日に再逮捕された。

捜査関係者によると、府警は監視カメラの映像が記録された多数のDVDなどを押収。映像を確認したところ、プレハブの部屋とは別に、愛里さんが複数の小部屋に閉じ込められている映像が見つかった。府警が自宅内を調べた際、この映像と特徴が一致する室内にカメラが設置された狭い部屋が少なくとも2カ所見つかった。片方には、扉に内側から解錠できない鍵が取り付けられているのも確認できたという。



民法や少年法、酒やタバコ、ギャンブルはどうなるのか 「成人の日」に改めて問う大人と子どもの境界線 前田恒彦 元特捜部主任検事 ヤフーニュース 2018年1月8日

国民の祝日に関する法律によると、「成人の日」は大人になったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い、励ます日だとされている。では、大人と子どもの境界線をどこに引くべきだろうか。

【徴兵制度とも関連】

例えばアメリカでは、1971年に連邦や各州における選挙権年齢がそれまでの21歳から18歳に引き下げられたことに伴い、民法の成人年齢も18歳に引き下げられた。

当初の21歳という年齢は、13世紀から1969年の法改正に至るまでの長きにわたって

21歳を成人としていたイギリスの影響を受けたものだ。

イギリスの慣習法は、マグナ・カルタ時代に重い騎馬用防具を身につけて騎馬兵として戦うことができる年齢を21歳と定め、これ以上を成人としていたからだ。

(写真：ロイター/アフロ)

アメリカで成人年齢の引下げが行われたのも、そうした軍隊や徴兵の制度と関連するものだった。

すなわち、1965年から1973年までの間、何百万人もの米兵がベトナム戦争に派兵されたが、18歳になると一人前の兵士として徴兵されるにもかかわらず、21歳にならないければ連邦や州の選挙権が与えられなかった。



そこで、軍隊や戦争の在り方を含めて政治に意見を反映させられないのは不公平だといった声上がり、「戦うのに十分な年齢、投票するのに十分な年齢 (old enough to fight, old enough to vote)」をキャッチフレーズとして、様々な市民運動が展開された。

この結果、下から突き上げられる形で連邦政府が憲法を改正し、選挙権年齢を引き下げ、各州もこれに従うこととなったというわけだ。

アメリカと同じくベトナム戦争に派兵したオーストラリアでも同様の展開が見られた。

ドイツやフランスなどでも大人と子どもの線引きそのものが正面から選挙や政局の争点となり、国民的議論が巻き起こった結果、選挙権年齢などの引下げに至っている。

【わが国で選挙権年齢が引き下げられた経緯】

こうした諸外国の歴史的な背景と比べると、わが国の場合、今ひとつ盛り上がり欠ける感は否めない。

昨年10月の衆院選における投票率も、18～19歳は約40%にとどまり、有権者全体に比べて約13ポイントほど低かった。

しかも、国政選挙で初めて彼らの投票が認められた一昨年の参院選よりも下落している。

選挙権年齢の引き下げ自体、成人としての自覚や責任の発露とは無関係の政治的妥協の産物にほかならず、当事者である18～19歳を置き去りにしたまま進められたものだったからだ。

すなわち、2007年に国会で憲法改正に向けた国民投票の参加年齢を定めようとした際、自民・公明党が当初提出していた与党案では、当時の公職選挙法や民法、少年法などと食い違いが出ないように、20歳以上とされていた。

その後の修正で18歳に引き下げられたが、これも、民主党案が18歳以上だったことから、憲法改正に向けた手続法の制定を最優先にすべく、民主党案の一部を飲み込んだからだった。

他方、国民投票法の附則には、次のような先送り規定が盛り込まれ、その措置が講じられるまでの間は、国民投票に参加できるのは20歳以上の者に限るとされた。

「この法律が施行されるまでの間に...公職選挙法、民法その他の法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」

権利には義務や責任が伴うという理屈だ。

にもかかわらず、3年後である施行日の2010年を経ても、公職選挙法や民法、少年法などには全く手をつけられず、何の措置も講じられないまま推移した。

成人式を何歳で行うかなど、大人と子どもの線引きは社会の意識に支えられ、これを背景として決定されるべきだが、何ら国民的議論が行われないうまま、国民投票法の制定だけを拙速に進めてしまったことが最大の原因だった。

その後、2014年に国民投票法の改正を行って更なる先送りを図ったが、いつまでも放置し続けるわけにはいかず、ようやく2015年の公職選挙法改正に至ったというわけだ。

【民法の成人年齢引下げ】

こうした経過を経て、1月22日から始まる通常国会では、いよいよ民法の成人年齢を20歳から18歳に引き下げるといった政府法案が提出される見込みだ。

婚姻可能年齢も男女18歳にそろえ、親の同意を不要とする。

この法案が可決成立すれば、約120年ぶりの大改正となる。

ただ、様々な問題が生じるのも確かだ。

18歳から親の同意なく自らの意思だけでローンを組み、クレジットカードを作り、携帯電話の契約を行い、養親として養子縁組をすることが可能となる一方、そうした契約を簡単に取り消すことができなくなる。

そのために、マルチ商法などの悪徳業者に狙われたり、カード地獄に陥ったり、振り込め詐欺用の預金口座や携帯電話を取得させられたり、偽装縁組の片棒を担がされるといった危険性も懸念される。

わが国の高校進学率は約98%、その後の大学・短大進学率は約55%、専門学校進学率は約17%と比較的高く、18~19歳の者の多くがなお学生であることからすると、その財産を保護する必要性は高い。

同時に消費者契約法も改正し、特に若年者が被害を受けやすい事案、例えば不安をあおって商品売りつけたり、恋人関係になったと思わせて契約を迫るといった商法に対し、簡単にその契約を取り消せるような仕組みとすべきだ。

また、民法改正が成立した場合、3年程度の周知期間を設けることになっているが、それで十分といえるのか、という問題も残る。

少なくとも、中学や高校の段階から、今以上に経済取引に関する実務的な教育をしっかりと行っておかなければならないだろう。

各自治体も、「成人式」の参加可能年齢を何歳からにするかとか、いつ開催すれば多くの者が参加しやすくなるのかといった点について早めに検討を進め、混乱を最小限にとどめる必要がある。

国会審議では、このあたりの問題についても丁寧に議論し、国としての方向性を示すことが求められる。

【酒、タバコ、ギャンブルは変わらず】

他方、酒類やタバコに関する法律は、民法の成人規定と連動せず、初めから20歳未満の者による飲酒や喫煙を禁止している。

そのため、民法改正による影響は受けない。

税収の拡大を目指すなどといった観点から、これも18歳に引き下げるべきではないかといった議論もあったが、見送られた。

心身の健康に悪影響を与えることは明らかだし、将来にわたる医療費抑制の要請も無視し得ないからだ。

アメリカでも多くの州では18歳以上を成人としつつ、飲酒は21歳からとしている。

成人年齢を21歳から18歳に引き下げたことに伴って飲酒可能年齢も18歳に引き下げる州が出たが、若者の飲酒に付随する死傷者数が増えたため、これを21歳以上とするように求める連邦法が成立したほどだ。

イタリアやドイツのように16歳から飲酒可能としている国もあるが、わが国とは体格やアルコール分解能力、飲酒に対する国民意識が全く異なる。

飲酒を伴う悪質な交通事故が後を絶たない昨今、18歳から飲酒可能となれば、アルコールの影響下における若者の無謀運転により、今以上に深刻な人身事故が多発することだろう。

これに対し、競馬、競輪、競艇やオートレースに関する法律は、未成年者による馬券や車券などの購入を禁じている。

このままだと、民法改正に伴い、18歳でも馬券の購入などが可能となり、現在のパチンコと並ぶこととなる。

しかし、それとは比べものにならないほどギャンブル性が高く、小遣いやアルバイト代をつぎ込み、家の現金を勝手に持ち出した挙句、金目当ての犯罪に走る者が現れるかもしれない。

そこで、競馬や競輪などのギャンブルに関しては、飲酒や喫煙と同じく、端的に 20 歳未満の者の購入を禁止する内容に改正し、現状維持が図られる見込みだ。

【いよいよ少年法改正へ】

これで、残るは少年法だけ、という状況となる。

一足飛びに少年法を全廃すべし、という考えもあるが、わが国も 1994 年に批准している「児童の権利に関する条約」があるため、困難だ。

この条約は、「児童とは、18 歳未満のすべての者をいう」とした上で、「刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努める」と規定している。

この条約がある以上、少なくとも 18 歳未満の者に対しては、成人とは別の特別な法律や手続が求められる。

そこで、少年法の対象年齢を 18 歳未満まで引き下げるべきではないか、という話になる。

この問題は、選挙権の拡大や裁判員制度などとも関連している。

選挙権を有する年齢にある者は、一般に国政や地方政治を左右する意思表示が可能なほど分別がついており、精神的な成熟性も備わっているとみられる。

だからこそ、裁判員裁判の裁判員や検察審査会の審査員は、「衆議院議員の選挙権を有する者」の中から選ぶとされている。

選挙権が 18 歳まで引き下げられ、有権者の範囲が広がった結果、裁判員や検察審査員の年齢も引き下げられることになったが、そうすると、自らが罪を犯した場合には未熟な少年だとして刑罰ではなく保護の対象となる者が、死刑の選択を含め、他人の犯罪を裁くことになる。

そこで、公職選挙法は、18 歳以上 20 歳未満の者について、「当分の間」、裁判員や検察審査員の職務に就くことができない者とみなすという趣旨の規定を置いている。

あくまで当分の間とされ、完全に除外されていない点がポイントだ。

【年齢引下げだけでは不十分】

ところが、少子化傾向を考慮しても、統計上、少年犯罪が増加し、凶悪化しているといった事実はない。

センセーショナルで集中豪雨的なマスコミ報道やネット情報の拡散により、体感治安が悪化しているにすぎない。

その意味で、少年犯罪が増加し、凶悪化しているから、これを防止するために今すぐ対象年齢を引き下げ、厳罰化すべきだといった理由づけは根拠に乏しい。

それでも、刑罰は、更生や教育、再犯防止、一般国民への威嚇といった観点とともに、応報、すなわち行いに対する報いの観点をも踏まえる必要がある。

特に昨今は、被害者参加制度や裁判員制度など、被害者や遺族、国民の素朴な処罰感情を司法に反映させることとなっている。

民法の成人年齢引下げによって外堀が埋まれば、次の展開として、この応報という観点を中心軸に据えた上で、少年法の対象年齢を 18 歳未満まで引き下げる、といった流れとなることは間違いない。

もっとも、単なる引下げだけだと、少年事件の約 5 割を占める 18~19 歳の者が少年法の対象外となり、家庭環境の調整といった現在実施されている改善・更生の働きかけから外れる。

結果的に、再犯が増える事態ともなりかねない。

通常の刑事手続では、6 割強が起訴猶予で終わっており、そうした場合、少年事件のような働きかけの制度が基本的にないからだ。

少年法の対象年齢を引き下げる場合には、18~19 歳のうち、支援が必要な者について、

警察や検察、保護観察所、更生保護施設、福祉施設、自治体、家庭、学校などが連携し、積極的な再犯防止に努める制度の導入も求められる。(了)

前田恒彦 元特捜部主任検事

1996年の検事任官後、約15年間の現職中、大阪・東京地検特捜部に合計約9年間在籍。ハンナン事件や福島県知事事件、朝鮮総聯ビル詐欺事件、防衛汚職事件、陸山会事件などで主要な被疑者の取調べを担当したほか、西村眞悟弁護士法違反事件、NOVA積立金横領事件、小室哲哉詐欺事件、厚労省虚偽証明書事件などで主任検事を務める。刑事司法に関する解説や主張を独自の視点で発信。喇酒師、日本酒品質鑑定士でもある。



永星、進明、大幸、平永… 新成人に聞く「私の考える新元号」

東京新聞 2018年1月8日

八日の成人の日を前に、全国各地で七日、成人式が行われた。平成は二〇一九年四月に終わり、新成人の活躍の舞台は次の時代となる。新しい元号には何がふさわしいと思うか。

各会場で考えてもらった。(牧野良実、松本貴明、古根村進然、松島京太)

「永星(えいせい)」と答えたのは、言語聴覚士を目指す東京都の専門学校二年古瀬小菜未さん(20)。平成は、相模原市の障害者施設での殺傷事件、子ども虐待など暗い話題が印象的だったと振り返る。「星のように輝ける時代がずっと続いてほしい」との願いを込めた。

長野県飯田市の会社員今村大夢(ひろむ)さん(20)は「進明(しんめい)」。二〇二〇年東京五輪や二七年のリニア中央新幹線開通などを控え、日本を世界に発信する機会があることから「明るい未来に向かって進んでほしい」。地域の過疎化を心配し「リニアが通って、この地域の若者が増えてほしい」と期待した。

都内の大学に通う小竹脩斗(なおと)さん(20)は「一心(いっしん)」を思いついた。「北朝鮮の核ミサイル問題など、国際情勢の緊張状態が高まっている。国民一丸となって乗り越えていけたら」

平和を願う案は目立ち、浜松市西区の専門学校生鈴木佑香さん(20)は「平永(へいえい)」。「平和が永遠に続いてほしい」。静岡県焼津市の大学二年渡辺仁樹さん(20)はズバリ「安心」を選び、「平和が続き、安心できる世の中であってほしい」と託した。

前向きな思いを反映した案も。京都市の大学生横井仁勇(じんゆう)さん(20)は「将挑(しょうちょう)」を挙げた。「東京五輪や核兵器の廃絶など、挑戦するべき舞台が多い時代。一人一人が挑戦していけるようになれば」と話した。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
 大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

新元号	氏名	理由
永星(えいせい)	古瀬小菜未さん	星のように輝ける時代がずっと続いてほしい
進明(しんめい)	今村大夢さん	明るい未来に向かって進んでほしい
大幸(たいこう)	松岡 晴さん	大きな幸せがみんなに訪れてくれたら
一心(いっしん)	小竹脩斗さん	激動の時代を国民一丸となって乗り越えていけたら
平永(へいえい)	鈴木佑香さん	平和になった世の中が永遠に続いてほしい
楽静(らくせい)	新村亮汰さん	平和で楽しい世の中であってほしい
安心(あんしん)	渡辺仁樹さん	平和が続き、安心できる世の中であってほしい
泰平(たいへい)	漢人広也さん	物騒な事件が増えている。穏やかな平和の時代になって
将挑(しょうちょう)	横井仁勇さん	一人一人が挑戦していけるようになれば
元暦(げんりやく)	山口竜雅さん	過去の日々を振り返り、挑戦するという思いを込めた

